

令和5年度広尾町議会決算審査特別委員会 第3号

令和6年9月11日（水曜日）

開議 午前10時00分

1、委員長（浜野） ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、審査番号5、6款商工費に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

10番、前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の139ページであります。

事業番号4番、広域観光の推進の中で、中段にありますけれども、広域連携映画脚本制作事業、それから映画「北の流氷」（仮）製作委員会負担金等々で、製作準備委員会には25万円、それから製作委員会負担金100万円、これは企業版ふるさと納税を活用してということでありますけれども、この映画「北の流氷」製作については、実は平成29年から製作準備委員会の負担金の交付が始まっております。平成29年度には64万8,000円、それ以降は毎年25万円ずつ負担金を交付していきまして、今年で8年目を迎えるところなのですけれども、私も、一般的に例えば全道あるいは十勝で映画製作をされる場合、大体準備期間を含めて撮影等完了、上映できるまでに大体3年程度というふうに認識をしております。この間、コロナとか、そういった形で半年とか1年延期された事例も何件かありますけれども、それでも4年程度で試写会を始めたといったような報道を見ておりますけれども、この「北の流氷」、今回で8年目を迎えるわけでありますけれども、昨年も質疑で取り上げましたけれども、そのときは今年の7月ぐらいにはクランクインできるからということでありましたけれども、完成、上映される見込みはいつ頃になるか、それについてご説明していただきたいと思います。

あと、この間の負担金、協賛金を含めて、本町の負担金が約3,300万円を超える額であります。当初平成29年、28年のときの説明では、いわゆる所要額、構成町、えりも町、浦河町、様似町と本町、これで総額2億5,000万円程度かなということで、その段階では道の補助金も見込んでいたという話だったのであるけれども、この間、各町、基本的には本町は全体の費用の1割負担相当だということで、えりも町が2分の1とかという形で説明がありましたけれども、全体の現時点での負担金、協賛金を含めて、どの程度この構成4町で集められたのか、これについてもご説明をいただきたいと思います。

それから、説明資料の146ページ、6目ふるさと納税推進費の部分なのですけれども、これはふるさと納税事業という形の中で、146ページにはそれぞれ寄附金の受領件数と受領金額を載せております。使途の内容のメニューも9項目ありますけれども、この寄附金の総額ですけれども、令和5年度は7,167万5,000円でしたけれども、令和4年度が9,538万6,000円、それから令和3年度が1億3,300万円、そういった形でふるさと納税の寄附を受けておりますけれども、令和3年度から比べると4割以上のマイナスという形なのですけれども、この要因についてご説明いただきたいと思います。

また、従前、令和4年度まで子ども農山漁村交流事業の部分で、例えば令和3年度ですと816件、令和4年度ですと99件の寄附件数がありましたけれども、今回この項目がありませんけれども、私も今までも指摘しましたけれども、本町の子どものために、あるいは高齢者の福祉のために、そういった形でふるさと納税寄附金を使うのが一番ベストであるというふうにしてきましたけれども、今回ここの部分が記載されていないということは、いわゆるサイトとしてこの項目を閉じられたのかどうか、その点についてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

1、委員長（浜野） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） まず、映画「北の流氷」の負担金の部分の話かと思います。

映画のクランクインの部分の話としては、従前より今年度にクランクインするというお話を私していたかと思うのですが、先日、4町の首長、また、監督と打合せする場面がございまして、主演となるキャストのスケジュールの都合によって今年度クランクインすることができなかったというご報告がありました。

それで、ではいつ始まるのだというところのお話の中で、令和7年6月以降のクランクインの準備を今進めているところだという説明がありました。冬に実景撮影をするですとかという部分については、キャストが登場しない場面は、自然の場所ですとかというところの撮影は以前からも説明しているとおり、もう既に始まっております。来年の令和7年度の6月にクランクインになりますと、約40日間の撮影期間だそうです。ですので、翌年度、令和8年度には上映になるのかなという今のところの見込みでございます。

そして、4町それぞれ集まった金額、合計でよろしいですか。6月の定例会の中で前崎委員にご質問していただいた数字からは変わっておりませんので、広尾町が支出した額というのは約3,600万円ほどでございます。ほかの町に関しましては、浦河町が約6,000万円、様似町が1,180万円ほど、えりも町が6,400万円ほど、それから準備委員会に直接入っているお金が、現時点では実際に入っているお金は3,570万円ほど、広尾町を合わせたトータルでは約2億円弱のお金が現金として今入っている状況でございます。

それから、ふるさと納税の減少の要因でございます。原課として捉えている部分としましては、やはり水産物の水揚げの減少というところが非常に大きい要因ではないかと考えております。

それから、子ども農山漁村の部分が使途内容のところから落ちている部分につきましては、以前より寄附をいただいた金額が一定程度事業費として集まっておりますので、令和5年度は寄附を集めることなく事業を行えたというところで、一旦取り下げております。今後また事業費が必要となる場面が出てくるのであれば、この使途内容の項目に増やすことは考えております。

以上であります。

1、委員長（浜野） 10番、前崎委員。

1、委員（前崎） 「北の流氷」映画製作については、令和8年度ぐらいの見通しになるということですから、そうなると足かけ10年の製作期間をかけてやるということになると、当然その間の維持費とか、そういったものがもろもろかかってくると思うのですが、先ほど申し上げたよう

に平成28年の説明の折には2億5,000万円程度ということだったのですけれども、その段階ではまだ3年、4年で完成するという前提での部分で話されたと思うのですけれども、この10年間のスパンで、例えば2億5,000万円が幾らまで膨らむのかということが1つ懸念されるのと、先ほど言ったように、えりも町は全体の2分の1負担、5割負担です。広尾町、様似町が1割負担だったと思いますけれども、本町が3,600万円で、えりも町が6,400万円ですか、3,000万円ほどえりも町が多いけれども、いわゆる1割負担と5割負担の自治体のそういった構成町の部分では、あまりに落差があるのかなという気がしますね。

それと併せて、後で触れますけれども、ふるさと納税等についても、えりも町は以前から数億円単位のふるさと納税を集めておられますし、直近については分かりませんが、そういった意味では、えりも町の負担割合、いわゆる2分の1、5割負担の部分については、やっぱり応能としてはまだ現在乖離しているなという気がするのですが、その点はどういった協議をされているのか。

あと、先ほどキャストの都合がつかないということで、約1年間延期するということなのですが、この決算書の中を見ますと、映画製作に向けた取組を行うことで知名度向上を図ることができたというふうにありますけれども、こういった知名度向上かという認識の差はあるかと思うのですが、延期する場合だとか、最近そういった報道も全くないですし、議会にも知らされていないですね。ですから、そういった例えばマイナスの部分も、きちっとやっぱり議会にできなかったということの報告をするなり、そういった必要性というのは今まで検討してこなかったのかどうか、併せてご説明いただきたいと思います。

あと、ふるさと納税の部分で漁獲がないからということであれしましたがけれども、今回、全国のランキングを見ても、全国10位の間に例えば根室市、白糠町、紋別市が入っていますけれども、共通するのが港町、漁業の町なのですよね。桁ももう170億円とか150億円とかという額なのですけれども、実際そういう他町村の実例については私も状況把握、認識はしておりますけれども、広尾は、ただ漁獲が減ったからではなくて、そういった先進地からの事例についていろいろな参考にする部分というか、そういった意味で今まで検討されてきたのかどうか。

あわせて、子ども農山漁村交流事業の関係の部分については、取りあえず、サイトを現時点は閉じているということなのですが、コロナでかなりの間、数年の間交流していませんので、積立金が一定程度残っているからと思うのですが、この間、広尾町も例えば学校給食費の無償化ですとか、昨年度から高校生の医療費の無償化もスタートしましたがけれども、そういった面では子育ての部分に係る経費だとか、あるいは福祉に係る部分、そういった部分の経費が増大して、広尾町も財政逼迫しているということの認識はありますけれども、その辺の部分のふるさと納税の項目の部分で、今後そこにシフトするようなことをやっぱり検討していく必要があるかと思うのですが、その辺の考えについてもお答えをいただきたいと思います。

1、委員長（浜野） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 「北の流氷」の負担額のお話だったかと思います。

まず、4町構成団体で5割、3割、1割、1割の負担金の話ですが、準備委員会の負担金としま

しては、5・3・1・1の割合で支出をしております。製作費に係る部分に関しては、各町それぞれふるさと納税でいただいた額を100%支出しておりますので、その部分に関しては5・3・1・1の負担という認識は私は以前から持っておりませんし、そういう説明はしておりません。

ただ、支出した額が幾らなのかという部分に関して、先ほど申しましたとおり5・3・1・1になっていない部分というのは、製作費を100%支出しておりますので、なっていない結果になっているからだと思います。

そして、議会への説明という部分に関しましては、以前より前崎委員のほうからご質問ありますけれども、何かあればお聞きしていただきたいという部分もお話ししてあります。今はどうなっていますでしょうかという部分があれば、今後もお聞きしていただければ、ご説明することは考えておりますので、そのときはまたよろしく願いいたします。

それから、ふるさと納税の項目を増やすことに関しましては、関係各課含めて、子ども農山漁村の部分でいけば、企画課と調整をしながら、財政の財政係とも相談をしながら、項目を増やしたりしている段階です。子育てに係る部分に関しましては、子育て支援センターなりとの相談を含めて項目を増やしていくことはやぶさかではないのかなと原課としては考えております。

以上です。

1、委員長（浜野） 10番、前崎委員。

1、委員（前崎） 企業版ふるさと納税については、そこに寄附項目があるから企業からそういった形でいただいているかと思うのですけれども、これはどこの構成町村においてもそれは実施されると思うのですけれども、私も以前も申し上げたかと思うのですけれども、広尾町が全体の1割の負担ですと。そういった相当分といいますか、やっぱり本町としての身の丈に合った負担、応分な負担をするのがふさわしいのかなと思うのですけれども、その点について4町とどういった協議をしているのか。そして、そこはやっぱり避けては通れない部分だと思いますので、それを含めて今後検討していくのかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

あと、先ほど言いましたけれども、8年前の説明では2億5,000万円程度というのですけれども、例えば令和8年度、上映するまでの経費の総額といいますか、その見通しに併せたいわゆる負担金額の納付累計額というのは、どの程度推定されているのか、それも併せてご説明いただきたいと思います。

1、委員長（浜野） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ご説明いたします。

「北の流氷」の準備委員会の負担金のお話かと思いますが、負担金の各町の負担割合というのは以前より申し上げており、5・3・1・1でございます。製作費に関しては、各町それぞれ企業版ふるさと納税なり寄附金をいただいた額を各町の都合のいいような形で支出をしておりますので、そういった負担割合は発生しないものと委員会の中でも話をしていますし、私の認識もいただいた寄附を製作委員会のほうに支出するような形で考えているところであります。

それから、製作費に関しましては、消費税込みになりますが、4億700万円ほどの製作費がかかる聞いておりますので、その資金集めについて、映画の撮影が始まっても金額が集まっていないな

ければ、これからも集まるまで準備活動のほうを続けていく考えであります。

以上です。

1、委員長（浜野） ほかに。

2番、尾矢委員。

1、委員（尾矢） 施策等説明資料の146ページなのですがすけれども、ふるさと納税事業の内容使途の「森を活かす地域づくり」というところで496件、金額として866万3,000円というのが寄附としていただいたと。これに対し、その使い道が149ページの森を活かす地域づくりということで、金額と別として野塚交流館整備事業に充当されていると。森を活かす地域づくりということで集められた寄附だとは思うのですが、使途が例えば植樹だとか、いろいろ方法が考えられるかと思うのですが、この野塚交流館整備事業に全て充当された。これはほかに使途として考えてはいなかったのかというところをお伺いしたいのですが、この森を活かす地域づくりで集まった寄附については全て野塚交流館で充当したということですか。

1、委員長（浜野） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 基金の歳出の予算の充て方なのですがすけれども、前年度集めた寄附金を翌年度に使うという形になっておりまして、こちらの部分に関しましては、前年度、令和4年度に集めた寄附を5年度の事業に充てた部分でございます。5年度に関しましては、この野塚交流館の事業に全部充てたということでございます。令和6年度に関しては、また別な形で充て方というのはございますので、そのときまたお聞きしていただければと思います。

よろしくをお願いします。

1、委員長（浜野） ほかに。

1番、斎藤委員。

1、委員（斎藤） 決算書169ページ、1項1目7節報償費の住宅新築・リフォーム等支援事業奨励金についてお伺いいたします。

こちらは令和5年度の決算額を見ても、過去の決算額を見ても、予算を下回るような形の申請が続いていると見受けられましたが、利用促進のために、例えばリフォームの助成、今、10年経過しないと再度申請できないというサイクルがあると思うのですが、このサイクルを早めて対象となる方を増やされたりだとか、現在、新築の建設コストが非常に高騰していると思いますが、空き家となっている中古物件の取得、こちら也需要が高まってくると思います。こちらに対して補助を手厚くするなど、これから制度の見直しの予定がもし現時点であるようでしたら、お伺いしたいと思います。

1、委員長（浜野） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） リフォーム支援の奨励金事業のお話かと思いますが。

令和4年度の商工振興懇談会の中で工業部会のほうから、より多くの町民に住宅新築・リフォーム等支援事業を活用していただくためにも、中古物件の補助対象追加、それから中古物件の購入は空き家対策にもなる、地域課題の対策にもつながるということで、令和5年度から中古物件の購入事業を加えさせていただきましたが、要望があったにもかかわらず、申し訳ありません、1件し

か申請がなかった。ですので、私たちの思いのほか、なかなか利用していただける方がいなかったという部分もございますので、今後の動向を見ながらこの事業の見直しというのはあるかと思いますが、申請数に満たないという部分は1年間で約40件ほど件数としては見込んではあるのですけれども、ここ数年停滞してきている部分がありますので、商工会のほうともお話が必要かと思いますが、各関係する事業所のほうも、やはり宣伝なり広告なり出すなりして利用促進を図っていただくことも必要なかなと思っておりますので、まずはそこから始めていきたいと考えております。

以上です。

1、委員長（浜野） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号6、7款土木費を審査します。決算書は178ページから193ページ、主要施策等説明資料は151ページから163ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） それでは、7款土木費、建設水道課分についてご説明申し上げます。

決算書180ページ、181ページをお願いいたします。

50万円以上の不用額から申し上げます。

7款2項1目道路橋りょう維持費、下から4段目ですが、1節報酬144万5,048円、3節職員手当等67万8,337円、次のページの一番上、10節需用費の230万3,636円、12節委託料2,086万6,540円、13節使用料及び賃借料529万2,245円のそれぞれ不用額につきましては、降雪量が見込みよりも少なかったことによる除雪の出動時間数の減が主な内容となっております。

次に、190ページ、191ページをお願いいたします。

7款5項1目住宅管理費、上から7段目の10節需用費94万5,164円の不用額につきましては、公営住宅修繕料の減が主な内容となっております。

次に、主要な施策等説明資料の151ページをお願いいたします。

7款1項3目街路灯費の事業番号1、街路灯の管理及び整備の（2）、街路灯新設事業につきましては、電柱に取り付けるLED防犯灯を4基新設したものでございます。

続きまして、154ページをお願いいたします。

7款2項2目道路新設改良費の事業番号1、道路メンテナンス補助事業、（1）、橋りょう補修設計委託事業については西広尾橋、（2）、橋りょう補修事業につきましては公園橋を、法定点検の判定結果に基づき、それぞれ設計及び補修工事を実施したものです。業務概要及び事業費につきましては、記載のとおりです。

続きまして、159ページをお願いいたします。

7款4項2目都市計画施設費、事業番号2、公園整備事業の（1）、公園整備事業費につきましては、新しく建設予定の公園に係る整備実施設計委託業務から用地買収費まで、公園構想を基本としてそれぞれ実施したものです。事業概要及び事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、162ページをお願いいたします。

7款5項1目住宅管理費の事業番号5、(1)、錦町団地公営住宅アスベスト調査事業につきましては、公営住宅解体に伴いまして、アスベストの調査を行ったものでございます。業務内容及び事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、163ページをお願いいたします。

事業番号6、公営住宅等改修事業、(3)、公営住宅解体工事につきましては、築55年及び53年を経過し老朽化した錦町団地2棟8戸の解体工事を実施したものです。工事概要及び事業費につきましては、記載のとおりです。

説明は以上です。

1、委員長(浜野) 次に、安岡港湾課長。

1、港湾課長(安岡) それでは、決算書186ページから187ページをお願いいたします。

2目港湾管理費、12節委託料の不用額521万3,550円ですが、主なものにつきまして、1点目は委託料187ページの備考欄、下から4行目、除雪委託料で355万4,380円が不用となったもので、降雪が少なかったことによる除雪時間の減により不用額が生じたものでございます。

委託料不用額の2点目でございます。

次のページをお願いいたします。

委託料、189ページ、備考欄、上から4行目、十勝港保安対策委託料におきまして、155万6,760円の不用額となったものでございます。こちらにつきましては、国際SOLAS条約に基づいて外国船の入港時にゲートの出入管理及びカメラ監視業務を行うものですが、係留時間の減により管理時間数に減少が生じ、費用減となったものでございます。

戻りまして、186ページから187ページをお願いいたします。

1目港湾総務費、18節負担金補助及び交付金、港湾直轄事業負担金において、375万円を繰越明許費としております。こちらは令和5年度国直轄事業費が国の補正予算により増額されたことに伴うものであり、令和6年度に繰越しして執行する事業費分の負担金となってございます。財源につきましては、補正予算債としているものでございます。

次に、決算書339ページをお願いいたします。

財産に関する調書、3の債権で、2行目の地域総合整備資金貸付金の関係でございます。平成21年度に地域総合整備財団を経由し、ひき船建造事業に貸付けをしたもので、令和5年度に816万4,000円が償還され、全ての償還が完了したものでございます。

次に、主要な施策等説明資料の155ページをお願いいたします。

7款3項1目港湾総務費の事業番号2、十勝港調査宣伝事業の、次のページに移りまして(2)、十勝港と首都圏または東北方面を結ぶ定期航路開設に向けた物流調査委託業務及び物流体系構築検討調査委託業務を実施しております。業務内容及び事業費は、記載のとおりでございます。

次のページ、157ページをお願いいたします。

7款3項2目港湾管理費の事業番号2、社会資本整備総合交付金事業の(1)、破損している防げん材の取替え改修工事を実施したものでございます。工事概要及び事業費は、記載のとおりでござ

います。

補足説明は以上でございます。

1、委員長（浜野） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。7款土木費に対する質疑の発言を許します。

7番、志村委員。

1、委員（志村） 主要な施策等の説明資料の151ページ、街路灯費の関係で1つだけお伺いしたいと思いますが、最近、街路灯の支柱の色が変色したり、あるいはさびなどが目立っているようですけれども、この塗装工事をやっているようですけれども、これは一般の修理費66灯、419万5,565円の中に塗装工事も含まれているということでしょうか。

1、委員長（浜野） 楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） 支柱の部分の塗装工事も、この工事費の中に含まれております。

1、委員長（浜野） 7番、志村委員。

1、委員（志村） 分かりました。

非常に塗装した支柱を見ますと見違えるようにきれいになっておりますので、まだまだ完了ではないというふうに受け止めていますけれども、今後もこのような形でやられるというふうに解釈してよろしいですね。

1、委員長（浜野） 楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） ここに支柱の塗装ももちろん入っているのですが、今年度も含めてさらに見直し、パトロールをしながらやらなければいけないところを大きく改修する予定になっております。塗装工事する予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

1、委員長（浜野） ほかに。

10番、前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の160ページの5目住宅費の公営住宅等の管理状況でありますけれども、その中の162ページの（3）、公営住宅等の環境整備事業、委託事業名としては公営住宅環境整備委託業務228万8,000円とありますけれども、この資料の中で、令和5年度末の公営住宅は617戸、そのうち69戸の政策空き家があるということでありまして、実際、政策空き家のほかに現在入居されていない戸数、これは何戸ぐらいあるのか、ご説明いただきたいのと、例えば政策空き家にしても、あと入居されていない、1年とか長期にわたる空き家の部分、庭ですとか玄関先の環境整備、そういったものはこの事業に含まれているのかどうか、それについてご説明をお願いいたします。

1、委員長（浜野） 楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） まず、入居可能な政策空き家以外の空き家の戸数は159戸となっております。

ただいまご質問のありました環境整備に係るところなのですが、空き家や、それから政策空き家については直営で管理しているものですから、この228万8,000円の中には含まれておりません。

以上です。

1、委員長（浜野） 10番、前崎委員。

1、委員（前崎） 今の例えばこぶしが丘とか北樺、錦町団地は、かなり通路も舗装になっているとか、整備されていますけれども、例えば丸山通南6丁目の大空団地だとか、あと豊似の公営住宅、例えば比較的、1棟4戸丸々空き家になっていることが数年来続いていますけれども、その庭といますか、草も生えているのですけれども、雑木も生えてきていますし、柵の中の一部ですけれども、長年空き家のところはそういう状況で、かなり草木の荒れ放題といますか、そういった意味で、いわゆる本来は管理者である町がすべきものだと思うのですけれども、その点、今までどういった形で管理をされてきたのか、それについてご説明いただきたいと思います。

1、委員長（浜野） 楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） 空き家である公営住宅の管理ですとか、それから環境整備、草刈り等含めて点検しながら、なるべく草が伸び放題になったり周りの住民の方に迷惑がかからないような形で管理はしているのですが、今ご指摘あったような部分でちょっと管理が行き届いていないところも、もしかしてあるのかなというふうに今思っております。基本的には空き家は直営で管理しているので、そういったお話や、それから点検で目についたときはすぐ対応するようにはしているのですけれども、今後もきちっと定期的に点検管理を行いながら、空き家も含めた環境整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

1、委員長（浜野） ほかに。

4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 説明資料の152ページになります。

道路維持事業の除雪の関係でございます。先ほど除雪費の不用額の説明があったところでございますけれども、ここ数年前から排雪作業が降雪後速やかに行われており、道幅が確保できて安心して運転しているところでございます。作業に当たっている方に感謝申し上げるところでございます。

歩道についても、速やかに除雪されていますが、歩道を除雪した後、次の日だとか2日後に、私有地の雪を交差点の角だとか歩道に堆雪している町民がいます。私がふだん歩いているところでも3か所、そういうところを見かけます。車両センターでも除雪後の道路状況の確認のために車を走らせていると思いますけれども、歩道への堆雪にはどのように対応されているのか、お尋ねしたいと思います。

1、委員長（浜野） 楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） 今、委員がおっしゃられているように、歩道に雪を捨てる方がいるということについては、こちらも把握しております。当然のことながら歩行の妨げにもなりますので、パトロール等で見かけたときには、見かけたときにでないとはいえないのですけれども、その都度注意をするなどして対応を行っております。

1、委員長（浜野） 4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 朝、児童生徒が歩道に堆雪されているために、車道に出て歩くのです。交差点の角にも堆雪されていると、左右確認ができない状況で非常に危険だと思います。児童生徒の安全な通学路を確保するためにも、地域の協力を得るなど、検討していくお考えがあるかどうかをお尋ねいたします。

1、委員長（浜野） 楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） 今お話がございましたように、個人個人の雪の捨てる場所ですとか、例えば自分の敷地の中に雪を捨てる場所がないから道路に捨てたりとか、いろいろな事情もあると思うのですけれども、できれば土地の持っている方がきちっとその部分というのは、そういったことのないように責任を持っていただきたいのですけれども、例えば町内会ですとか地域の方にご協力をしていただいて、そこは話し合いを行っていただくなどして対応していただければなというふうに考えております。

1、委員長（浜野） ほかに。

1番、斎藤委員。

1、委員（斎藤） すみません。説明資料159ページの、先ほどご説明のありました公園整備事業のことでお伺いいたします。

設計や測量に委託業務が発生していたかと思うのですが、このたびの見直しによって変動というか、変わってくるというか、そういった支出が今後出てくるのかお伺いしたいと思います。

1、委員長（浜野） 楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） 公園整備に係る予算の執行のことですが、新公園の建設につきましては、今現在、一旦休止をし、現構想の修正作業を行っているところでございますが、そのことによりまして、令和5年度執行分の予算が今後変わるですとか、例えば何か重複して発生するですとか、逆に執行分が無駄になるですとか、そういったことは一切ございません。今回の見直し次第では実施設計に修正はかかりますが、それについては今年度の6月補正で修正の補正を上げていますので、そういうことで令和5年執行分については何ら変更はございません。

1、委員長（浜野） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号7、8款消防費を審査します。決算書は192ページから195ページ、主要施策等説明資料は164ページから167ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

西内総務課参事。

1、総務課参事（西内） 決算書192ページ、193ページをお開き願います。

不用額1件につきまして説明をさせていただきます。

中段からになりますが、8款1項2目非常備消防費、1節の報酬におきまして、64万6,319円の不用額が生じたものでございます。このことにつきましては、主に災害に係る出動報酬において、出動回数が見込みを下回ったことによるものでございます。

以上です。

1、委員長（浜野） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。8款消防費に対する質疑の発言を許します。

4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） すみません。それでは、説明資料の164ページの部分でお尋ねします。

とかち広域消防事務組合負担金の関係でございます。ここの共通経費分で前年比1,848万6,000円の減、署の分で6,935万3,000円の減になっております。この2つの要因についてお尋ねします。

次に、2目の非常備消防費の事業番号1、消防団員報酬の関係でございます。過日の議員協議会で消防団員の定数、それから実員数の説明を受けたところでございますけれども、昨年10月の十勝毎日新聞のときの実員数から8名ほど増えております。加入促進の取組が行われているのだと思いますけれども、その取組の内容と今後の団員定数の見直しをどのように考えているのかお尋ねいたします。

以上です。

1、委員長（浜野） 木村総務課主幹。

1、総務課主幹（木村） まず、とかち広域消防事務組合負担金についてご説明いたします。令和4年度とかち広域消防事務組合負担金において、共通経費分でデジタル無線の一部更新がございました。高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線の一部更新のため、1,897万1,000円の減となっております。署費分の減額につきましては、令和4年度、広尾水槽1の更新があったのと、人件費1名分の減となっております。負担金については以上です。

消防団員の定数についてなのですが、勝毎の報道のあった時点では、160名の定員に対しまして実員数106名となって、充足率が66.2%となっております。これによりまして、消防職団員で合同で町内の事業所などを訪問するとともに、消防団員の活動、処遇、団員の募集について説明を年2回実施しており、令和6年8月31日現在114名、充足率71.2%となっております。

以上です。

1、委員長（浜野） 西内総務課参事。

1、総務課参事（西内） 消防団員の定数の関係につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

消防団員の定数につきましては、国が定めます基準、これ消防力の整備指針というのがあります。これをベースに広尾町の消防団員の定数を定めさせていただいております。昭和25年に消防団の定数が定められまして、現在に至るまでに4回ほど改正がされております。

そういった中で、消防団の幹部の方とも協議する中で、広尾町消防団としましては、加入促進をまず第一に考え、各種活動を展開しております。定数改正から今年で9年が経過しました。様々な状況が変化し、厳しい状況にあることも理解しております。令和7年度に総務省消防庁が3年ごとに実施しています消防施設整備計画実態調査というものがございます。この時期でもありますので、このことも踏まえまして、地域の実情、加入促進活動の効果、充足率の状況を分析しまして、消防団とも協議検討を重ねていく計画を持っております。

以上です。

1、委員長（浜野） ほかに。

9番、萬亀山委員。

1、委員（萬亀山） それでは、主要な施策167ページ、3目消防施設費、事業番号1の147万4,000

円となっております防火水槽撤去工事設計委託業務について質問をいたします。

ここ数年、防火水槽に係る事業で、今回のように撤去事業委託業務あるいは更新工事等が実施されておりますが、その中で2点お聞きしたいと思います。

1つ目は、現在の計画で町内には防火水槽が何基必要なのか、また、現在何基あるのか。

2つ目は、町内で古い防火水槽がたくさんあると思いますけれども、設置されてから何年経過しているものが何基あるのか、その内訳と今後の計画としてどのように整備していくのかを教えてください。

1、委員長（浜野） 坂田総務課主幹。

1、総務課主幹（坂田） 防火水槽についてご説明いたします。

現在、防火水槽につきまして、令和5年度末現在で町内に75基設置しております。このうち改修した耐震性貯水槽につきましては、11基設置しております。

必要数につきましては、現在、水槽と範囲、設置数の基準数がありますので、どのくらいの数というのはいちっとすぐにお答えできないところがあるのですが、設置の箇所としましては130の範囲の中で、現在106の整備数をしているところでございます。このうち、それに該当するように設置する必要はあると考えているところでございます。

防火水槽の年数等につきまして、現在50年以上を経過した防火水槽につきましては35基あります。60年以上たつ防火水槽につきましては12基ございます。これらにつきまして内部点検等を実施しまして、古い順もしくは破損のあるなし含めて確認の上、随時整備、更新していく予定となっております。

以上です。

1、委員長（浜野） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

次に、審査番号8、9款教育費を審査します。決算書は194ページから227ページ、主要施策等説明資料は168ページから204ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

渡辺管理課長。

1、管理課長（渡辺） 初めに、節における不用額50万円以上と繰越明許費について説明をさせていただきます。

決算書196ページ、197ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬におきまして、50万40円の不用額を生じております。スクールバス運転手報酬で、運行実績に執行残が生じたものであります。

次の2節給料において、52万2,184円の不用額が生じております。主なものといたしまして、会計年度任用職員の給料で43万5,624円の不用となっております。教員補助員・教科指導助手給料におきまして、年度途中で採用があった場合の給料を残しておりましたが、採用がなかったため執行残が生じたものであります。

同ページ、4節共済費において、51万4,358円の不用額が生じております。主なものといたしまして、一般職共済費で39万5,388円、会計年度任用職員共済費で7万2,933円の不用となっており、共済費の確定によるものであります。

次に、200ページ、201ページをお願いいたします。

3目教育振興費、18節負担金補助及び交付金において、99万4,949円の不用額を生じております。主なものといたしましては、学校教育推進協議会交付金で28万4,491円、教育力向上推進協議会交付金で35万9,533円の不用となっており、各補助団体の実績により執行残が生じたものであります。

次に、同じページの下段、4目財産管理費、10節需用費におきまして、76万5,188円の不用額を生じております。主にスクールバスなどの燃料費で15万8,530円、スクールバスなどの修繕料で18万7,109円の不用となっており、燃料費は使用量が相当下回ったことによる執行残、修繕料は実績による執行残が生じたものであります。

次に、202ページ、203ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費におきまして、116万4,703円の不用額を生じております。主に光熱水費で63万4,045円、燃料費で27万6,181円の不用となっており、使用量が相当下回ったことによる執行残が生じたものであります。

同目の14節工事請負費で、7,448万1,000円の繰越明許費を計上しております。広尾小学校のエアコン整備事業で5,406万2,000円、豊似小学校のエアコン整備事業で2,041万9,000円を6年度に繰り越したものです。

次に、206ページ、207ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費で7,583万円の繰越明許費は、広尾中学校エアコン整備事業を6年度に繰り越したものです。

次に、208、209ページをお願いいたします。

2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金におきまして、80万8,917円の不用額を生じております。主なものといたしましては、中高一貫教育連絡協議会交付金で49万9,207円、中学校体育・文化連盟負担金で30万8,910円の不用となっており、各団体の実績により執行残が生じたものであります。

次に、主要な施策等説明資料のほうを説明いたします。

175ページをお願いいたします。

9款1項4目財産管理費の事業番号3、施設移設事業であります。旧広尾小学校に設置されたままの銅像、石碑を現在の広尾小学校敷地に移設したものであります。

次に、176ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費、事業番号3、学校施設整備事業であります。2行目の広尾小学校保健室エアコン設置工事は、体調不良に対応するためエアコンを設置したものであります。次の豊似小学校体育館遠赤外線暖房機改修工事は、学校施設等長寿命化計画に基づき体育館の暖房機を更新したものであります。

以上、説明とさせていただきます。

1、委員長（浜野） 次に、村中社会教育課長。

1、社会教育課長（村中） 続きまして、社会教育関係分についてご説明させていただきます。

決算書の210ページ、211ページをお願いします。

9款4項1目社会教育総務費、211ページ、不用額の一番下の数字になります。18節負担金補助及び交付金に130万3,951円の不用額です。主な内容ですが、団体の事業実績による返還金で、文化協会64万1,000円、町民劇場実行委員会13万1,959円、青少年健全育成推進協議会17万7,209円、青年会16万4,661円などになります。

次のページをお願いいたします。

213ページの中央付近、備考欄の予備費充用です。1節報酬において、予備費を8万円充用しております。内容につきましては草刈り作業の会計年度任用職員の報酬で、作業場所と回数が増加したことによるものであります。

次に、飛びまして218ページ、219ページをお願いいたします。

9款5項1目保健体育総務費、18節負担金補助及び交付金で、219ページ、不用額、一番下の欄になります。155万9,112円の不用額となります。内容ですが、主にスポーツ振興助成補助金の申請件数減により109万8,152円、体育連盟事業の30万6,197円であります。

次のページをお願いいたします。

2目体育施設費、12節委託料に62万1,310円の不用額となります。内容ですが、各施設整備管理委託料の入札見積合わせの執行残によるもので、主なものはシーサイドパークゴルフ場の整備管理委託39万6,700円、体育施設整備管理委託9万円、町営リンク整備委託6万8,000円などとなります。

次のページをお願いいたします。

備考欄の予備費充用についてです。223ページ、中段部分、12節委託料で予備費を120万円充用しております。内容ですが、シーサイドパークゴルフ場の芝張替委託料で、張り替え面積が予定より増加したため、予備費を充用し対応したものとなっております。

続きまして、主要な施策等説明資料の186ページをお願いいたします。

9款4項1目社会教育総務費の事業番号6、文化財保護事業、(1)の文化財標柱設置事業となります。坂本直行氏の入植の地に関する案内標柱を設置いたしました。事業費は、記載のとおりです。

次に、飛びまして195ページをお願いいたします。

9款4項3目図書館・児童福祉会館費の事業番号5、図書館・児童福祉会館管理事業の(1)、図書館・児童福祉会館整備事業です。児童福祉会館の入り口の階段の滑り止めの改修工事と児童福祉会館調理室を図書館の童話ルームに改修工事を行いました。それぞれの事業費は、記載のとおりと

なります。

次に、196ページをお願いいたします。

9款4項4目海洋博物館・伝習館費の事業番号1、海洋博物館・伝習館管理運営事業、(3)の海洋博物館改修工事です。海洋博物館の壁面の修繕工事を行いました。事業費は、記載のとおりです。

次に、飛びまして199ページをお願いいたします。

9款5項1目保健体育総務費の事業番号1、スポーツ推進事業、(9)の包括的連携協定締結記念事業です。北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社との協定締結記念事業として、北海道十勝スカイアースの選手によるサッカー教室を開催いたしました。事業内容、事業費は、記載のとおりとなります。

次に、飛びまして202ページをお願いいたします。

9款5項2目体育施設費の事業番号2、体育施設整備事業、(2)、体育施設改修事業となります。青少年研修センター駐輪場の改修工事を行いました。事業費は、記載のとおりです。

次のページになります。

(3)、体育施設備品購入事業です。体育施設音響設備購入業務として、屋外などで使用できる音響設備を更新いたしました。なお、財源として、広尾町仏教会様などからの寄附金を充てております。

社会教育分は以上です。

1、委員長(浜野) 次に、三浦学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長(三浦) それでは、学校給食センターの関係部分について説明をさせていただきます。

決算書224、225ページをお開き願います。

9款教育費、6項学校給食費、1目学校給食費、14節の工事請負費において、4,796万5,000円の繰越明許費がございます。給食センターへのエアコンの設置工事について、令和6年度に繰り越したものでございます。

次に、主要な施策等説明資料により説明させていただきます。

204ページをお願いいたします。

9款6項1目学校給食費、事業番号の3、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の給食原材料費物価高騰対策事業です。給食に係る原材料費が値上がりする中、物価高騰分の一部に交付金を充当することで保護者の負担軽減を図ったものでございます。

事業番号4、備品購入事業の(1)、ざる置台等購入事業です。給食センターで使用しているざる置き台や移動台、運搬車が相当年数が経過していることから、更新を行ったものであります。

(2)の前室用洗濯機購入事業、(3)の除湿機購入事業につきましても、既存備品の老朽化、経年劣化により更新したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、委員長(浜野) 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。9款教育費に対する質疑の発言を許します。

3番、大庭委員。

1、委員（大庭） それでは、2点お伺いをいたします。

説明資料の170ページであります。170ページには、教職員の健康診断の関係、記載をされております。昨日の職員の健康診断、メンタルヘルスの関係も記載されておりましたけれども、特にメンタルヘルスの関係につきましては、教職員の方、様々なストレスを抱える現場だというふうに認識をしております、ちょっと古いのですけれども、令和4年度においては全国で6,000人以上の鬱病等の精神疾患による休養者が出ているということであります。このメンタルヘルスのストレスチェックの関係で、ここには結果、もちろん個人個人の結果については個人にしか行かないわけなのですけれども、本町の全体としての、あるいは学校ごとのストレスチェックを行った結果について教育委員会のほうである程度把握されていて、それに対する対応策というのが教育委員会の中でも考えられているのかどうなのかお伺いをしたいと思います。

もう一点につきましては、先日、十勝毎日新聞のほうにも出ておりましたけれども、帯広市において小中学生に貸与しているタブレットの故障、破損に対する修理代が5,000万円を超えているということで、今後非常に懸念されるというような記事が出ておりました。私も決算書をそれぞれ拝見させていただいたのですけれども、教育費の中の決算書の中で、特にこのタブレットの破損、故障に対する修理代というのは明確に探し出すことはできなかったのですけれども、もし令和5年度において本町でそういった事案があるのであれば、教育費のどこの項目で支出しているのか、あるいは何件ぐらいそういった事例があるのかというのが、お分かりになればお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

1、委員長（浜野） 渡辺管理課長。

1、管理課長（渡辺） 初めに、教職員のストレスチェックにつきましてですが、昨年度56名が本町の教職員でストレスチェックを受けておまして、そのうち高ストレスと判断された方につきましては3名おりました。対応ですが、基本的には本人の申出、医師の面談を希望されれば対応するということになっております。あくまでも本人の申出ということですので、こちら側としては勧奨を進めていくということをしていきたいというふうに考えております。

それと、次のタブレットの関係です。タブレットの故障につきましては、故障時は予備機があり、それに対応しております。実際に故障したタブレットは、令和5年度で76台発生し、修理しております。こちらにつきましては、購入時の物損保証の範囲内でメーカーで無償修理を行っていただきましたので、一般会計修繕料からの支出は発生しておりません。ただ、令和5年度末でこの物損保証が終了しました。その関係で令和6年度からは町費負担で修理を対応していく形になります。

以上です。

1、委員長（浜野） ほかに。

7番、志村委員。

1、委員（志村） 主要な施策等説明資料の168ページ、教育委員の活動について伺います。

ここに教育委員の活動日数については出ておりますけれども、出席率といいますか、出席状況、これは条例委員でもありますし、私ども議会が同意したということもあるものですから、本来であ

れば、今こんな言葉は使わないのでしょうかね。皆勤ですとか、精勤とかというある言葉があるのですけれども、欠席が多い委員というのは何回中何回ぐらい欠席されているのか、説明願いたいと思います。

それから、186ページ、事業番号6、文化財保護事業の中で、坂本先生の入植のところの案内標柱を設置したということで、これはいいのですけれども、シーサイドにあるトーチカの標柱が倒れていまして草も繁茂している状況なのですけれども、いつからあのような状況なのかということで、目配りが必要かなと思いますので、この点について説明いただきたいと思います。

1、委員長（浜野） 渡辺管理課長。

1、管理課長（渡辺） 初めに、教育委員の出席状況ということですが、教育委員会の会議、10日間開催されておりまして、1名の委員が7回中3回出席、4回欠席という形になっております。

（「7回中4回」の声あり）

4回が欠席です。

（「欠席」の声あり）

はい。ほかの委員は、全て出席いただいております。

それ以外の行事に関しては、各委員が各学校に分かれて行事に参加するような形を取っております。

以上です。

1、委員長（浜野） 村中社会教育課長。

1、社会教育課長（村中） 志村委員のおっしゃったように、トーチカのところの標柱が倒れている、また、破損しているというのは、こちらのほうでも認識はしております。いつからかというのは確認は取れていないのですが、今現状で破損しているというのは確認は取れているので、ほかのところも順次、今、新しい標柱というか、木でない標柱に入替えを進めておりますので、今ちょっと現状ではできないのですが、順次対応していくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1、委員長（浜野） ほかに。

4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） それでは、168ページをお願いします。2目事務局費の事業番号1、教員補助員配置事業、事業番号2の教科指導助手の配置事業の関係です。通年雇用の方が何人、中途採用の方が何人、中途退職された方が何人いるか、お尋ねいたします。

2つ目、172ページの一番下、広尾町教育力向上推進協議会の関係です。ここの事業内容に記載されている（1）から（3）までの内容に対する事業の成果、この記載内容が全く理解できません。環境学習を実施したことが成果なののでしょうか。4日の報告第9号で報告された別冊、これの15ページにもこの協議会の事業内容が書かれていますが、この書かれている内容と全く172ページの事業成果の内容が違います。この協議会の目的をお尋ねいたします。

次、成果報告の175ページになります。教員住宅の関係で、改修工事をした戸数は何戸ですか。また、営繕をした戸数は何戸かお尋ねします。

あわせて、この教員住宅の管理について160ページの公営住宅を見ただけですか。160ページに公営住宅の管理の関係が載っております。管理戸数何戸、政策空き家何戸、入居可能戸数何戸と、公営住宅が記載されています。このような記載を来年度以降お願いできないのか、お尋ねいたします。

次に、176ページになります。小学校、中学校共通して児童の安全管理の関係でございます。町内に広尾子ども110番の家の黄色いのぼりが町民、事業所のご協力で各所に掲げていますが、ご協力いただいている件数は何件かお尋ねします。また、こののぼりの目的、効果をどのように認識されているのかお尋ねいたします。

次、事業番号では8の社会教育関係団体補助事業でございますが、189ページの(3)、町民劇場実行委員会交付金のご関係でございます。事業内容の欄の記載をちょっと改めていただけないかなというふうに思いまして、昨年度何を鑑賞して何人の参加があったのかお尋ねいたします。来年度この事業内容の欄にはそのような書き方がいいのかなと思ひまして、取りあえずR5年度の状況をお尋ねいたします。

続きまして、203ページをお願いします。学校給食費の関係でございます。R4年からR5年度にかけて、燃料費、材料費等の値上がりがありながら、1食単価、小学校では240円、中学校では280円、これが平成26年度から改定されていないことについては、センター内での相当の創意工夫があったものと推測されますけれども、この単価を維持できた要因をお尋ねいたします。

以上になります。

1、委員長(浜野) 渡辺管理課長。

1、管理課長(渡辺) 初めに、教員補助員の配置事業の関係ですけれども、教員補助員、通年で雇用しているのが広尾小学校は4名、途中採用が1名、中途退職はいません。広尾中学校は通年で1名。それから教科指導助手ですが、広尾中学校1名、これは通年で英語の教科の助手を配置しております。

それから、次の教育力向上推進協議会の関係です。事業目的ですが、教育力向上を推進するための事業を実施し、規則正しい生活習慣、学力向上のための学習習慣の定着を図り、子どもたちの将来に必要な社会生活を生き抜く力の育成を図るということを目的としております。その一環として、近年はオオバナノエンレイソウによる環境学習を北大生の協力を得て行っておりました。令和4年度を最後に研修が終わっておりまして、令和5年度からは地域おこし協力隊の協力をいただいて実施してきているところであります。

次に、教員住宅の整備事業です。教員住宅の改修工事につきましては8戸、教員住宅の営繕につきましては11戸行っております。

それから、管理状況の表記につきましてお話しいただきました。来年以降、表示内容については検討して、次年度以降対応できるように検討していきたいというふうに考えております。

それから、子ども110番の家ですが、のぼりの設置箇所につきましては、個人の住宅で12か所、事業所、施設で40か所、計52か所設置しております。

目的と効果の認識ということでしたが、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るための取組と思つて

おりまして、子どもが安心して登下校できる環境ができているというふうに認識しております。

以上です。

1、委員長（浜野） 村中社会教育課長。

1、社会教育課長（村中） 今お話のありました町民劇場の関係についてご説明させていただきたいと思います。

令和5年度は2回実施しておりまして、9月2日に北海道大学のマンドリンクラブが84名、公演を見に来られております。また、10月7日には「広尾寄席」として林家三平落語会が89名の来場者ということになっております。このことに関して実際記載されていないということだったので、次年度以降、記載のほうをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

1、委員長（浜野） 三浦学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長（三浦） 給食費の関係でございます。

現行の学校給食費は、平成26年改定後、据え置かれているところです。令和3年度までは給食費によりほぼ対応できておりましたが、令和4年度以降、原材料に係る物価上昇により歳出の原材料費が歳入の給食費を大きく上回る状況となったところです。高騰している給食用原材料費の支出をできる限り抑えるために、献立の工夫ですとか、共同購入などによりまして効率的な仕入れを行いまして、学校給食の運営の維持に努めてきたところです。また、ふるさと給食として漁組からアキアジやツブなど各種食材を7つほどの部会から提供を受けるなど、無償で食材を提供いただいております、それにより子どもたちが地元の食材を食べることで地域のことを知ったり、地域に愛情を持ってもらえるような取組もしているところです。

ただ、それでも近年では、給食費だけでは原材料費を賄い切れていない状況でした。給食の原材料費の物価上昇分を給食費の値上げにより負担させた場合、大変な負担を与えるのだということもありまして、そのため、給食用原材料費の物価高騰分を一般財源及び一部交付金、地方創生臨時交付金を活用し、給食費の値上げをせず保護者の負担軽減を図ってきたところでございます。

以上です。

1、委員長（浜野） 4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） まず、1つ目の補助員の配置の関係でございますけれども、教育行政執行方針に配置の意義が記載されておりますので、来年度以降も人員の確保にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、教育力向上推進協議会の事業費の1,467円、この使途は何でしょうか。協議会の目的に必要な1,467円だったのでしょうか。お尋ねいたします。

それと、広尾子ども110番ののぼりの関係でございますけれども、こののぼりの目的、効果等を今説明いただきましたけれども、説明があつたほかに犯罪の抑止効果が大きいと思います。現状では破れたり、色があせていたり、家の陰とか建物の陰に引っ込んだ状態で掲げられているところもございますので、ご協力いただいている町民、それから事業所にご理解いただいて、のぼりが目立つようをお願いできればなというふうに思っているところでございます。

2つ目は以上です。

1、委員長（浜野） 渡辺管理課長。

1、管理課長（渡辺） 教育力向上推進協議会の事業費1,467円の使途ですけれども、先ほど事業成果にも記載していましたエンレイソウの環境学習の関係で、それに必要な消耗品として苗用のポットを購入した事業費に充てております。

それから、子ども110番ののぼりの関係です。傷んでいるもの、破れているもの、たくさん散見されております。随時更新をしておりますので、気づいたところにつきましては取り替えていくようにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1、委員長（浜野） 4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 教育力向上推進協議会の関係でございますが、この協議会については令和6年度の予算措置がされていません。5年度で解散したのでしょうか。3月の予算審査特別委員会の会議録を読んでみたのですけれども、一切説明がありませんでした。どうなってしまったのか、お尋ねしたいと思います。

1、委員長（浜野） 渡辺管理課長。

1、管理課長（渡辺） 教育力向上推進協議会につきましては、事業の内容等を精査し、学校教育推進協議会のほうの事業として一緒に取り組むことということにさせていただき、教育力向上推進協議会のほうは解散をさせていただいております。

1、委員長（浜野） 4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 171ページから172ページにかけて各種団体が掲載されております。学校数も以前最大9校あった学校数から3校というようなことで減少になったというところになっておりますので、この各種団体についても今お話あったような感じで、解散まではいかなくても統合だとか、そういうことも考えていけないのかどうかお尋ねいたします。

1、委員長（浜野） 山岸教育長。

1、教育長（山岸） 今の雄谷委員の質問にご説明をさせていただきます。

こちらの団体、私も教育委員会管理課長として携わった経過もありまして、その中で生徒指導連絡協議会、そういった団体も統合をさせていただいております。

ただいま教育力向上の部分、ご質問あったのですけれども、この事業内容も事業の用途、その部分が縮小されて、今、統合という形になったのですけれども、そういった部分もきちんと見直しながら、それときちんと説明をするということで今後も対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1、委員長（浜野） ほかに。

1番、斎藤委員。

1、委員（斎藤） 決算書221ページ、2目12節委託料に関しまして、備考欄の下から3つ目の項目、シーサイドパークゴルフ場整備管理委託料についてだったのですが、説明資料の201ページの執行実績のところに書いてあるシーサイドパークのパークゴルフ場の委託料1,238万500円、こちらの決算書のほうに書いてある1,249万9,300円と差額が生じていたので、この差額はこういったもののなの

かお伺いしたかったのと、あとこちら、やっぱり認識としては芝刈りが大半を占めているのかなと思っていたのですが、そこについても認識が間違っていないかどうかお伺いしたいと思います。

1、委員長（浜野） 村中社会教育課長。

1、社会教育課長（村中） 今の斎藤委員のご質問にお答えいたします。

この決算書との差額11万8,800円につきましては、同じところなのですが、別業務のシーサイドパークのパークゴルフ場の落ち葉の除去作業の委託によるものとなっております。これにつきましては、シーズン終了後に、令和5年度は芝の張り替えを実施いたしましたけれども、その芝の枝葉が残ったままだと雪が降ると芝の育成によくないということでご指摘があったことから、この年度については降雪前に落ち葉の除去を2度依頼しました。その依頼の額がちょっと1回6万円ぐらいだったということだったので、少額だったので、今回主要な施策のほうには記載はしておりませんでした。もし、次年度以降、ちょっと誤解を招くようでしたら、その点もこちらのほうで記載のほうを検討したいと思います。

あと、シーサイドパークの管理につきましては、実際芝を刈るというのがメインなのですが、コースの整備でありますとか、あと会場にありますトイレだとかの掃除、あとごみを拾ったりというのも含まれて、全体がそれぞれ含まれて、この整備管理委託ということになっております。

以上です。

1、委員長（浜野） ほかに。

（「なし」の声あり）

なければ、以上で質疑を終結します。

昼食のため、休憩をします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

午前に引き続き、審査を続行します。

審査番号9、10款災害復旧費から12款予備費までを審査します。決算書は226ページから229ページです。

これより質疑に入ります。10款災害復旧費から12款予備費までに対する質疑の発言を許します。

4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 分かりやすくいけば、説明資料の6ページ、7ページをお願いいたします。第6表の長期債借入れ及び短期借入れの状況です。7ページの一番下、4の基金繰替えの関係でございます。財政調整基金から6億円ほどを2回ほど借り入れているというところでございますけれども、この基金条例では「町長は」云々と書いて「確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて」と書いてあります。この期間、利率は誰がお決めになっているのでしょうか。決定行為の手続はどのようなになっているのか、金利は何を根拠にしているのか、お尋ねいたします。

1、委員長（浜野） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 基金繰入れに伴います利率の関係等でございます。

まず、決定につきましては、一応基金の管理につきましては、町長が管理者という立場になってございます。その関係で、繰入れの決定行為につきましては、総務課の財政係が所管しております、そこで伺い文書でもって借入れの期間、金額、利率について伺いの上、決定をさせていただいてございます。

利率につきましては、今のところ定期預金の金利、これを運用させていただきまして、基金の部分、繰替え運用という形を取らせていただいておりますので、いわゆる定期預金に預けた状態であると仮定した上で、定期の金利を用いて利率を計算したものでございます。

以上でございます。

1、委員長（浜野） 4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） まずは、その決定する伺いの決裁者はどなたですか。

1、委員長（浜野） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 決裁者につきましては、町長になるかと思います。ただ、専決または代決の基準等もございますので、金額によっては代決を受ける場合もございます。

1、委員長（浜野） 4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 代決という言葉が出たので、もうそれ以上は行かなくて次に行って、今、先ほどの預け入れ、要は預金金利と同じということなのですけれども、一般会計に貸し付けているのですよね。通常、貸付金利というのは預入金利より高いはずですよ。どの市場でもそうですよね。ほかの自治体では、基金等の繰替え利率を財政融資資金貸付金利の2分の1として運用しているところがございます。今言った金利は、財務省で今年6年の3月1日以降の適用では貸付期間が5年以内であれば0.3%と。ですから、0.3%の2分の1ということになってくるので、預け金利と同じというのはちょっとまずいかなと思うのですけれども、ほかの町村の状況を調べてみるとか、あと決定行為の手続、それから支払い利息、ここで何ぼかの利息を払っていますけれども、支払い利息の支出命令の起票、決裁、それから水道事務など、事務の効率化を考えれば、この部分の金利というのを改善していくお考えがあるかお尋ねしたいというふうに思います。

1、委員長（浜野） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 金利の関係でございます。正直申し上げまして、他の自治体の金利の動向につきましては、どのような形になっているかという部分、調査したものはございませんので、今後、他の自治体の状況を確認させていただきまして検討してまいりたいと考えます。

1、委員長（浜野） ほかに。

（「なし」の声あり）

なければ、以上で質疑を終結します。

次に、審査番号10、一般会計の歳入について審査します。決算書は16ページから57ページ、主要施策等説明資料は5ページから10ページです。

町税徴収実績及び各節において50万円以上の収入未済額については、特に説明する事項があれば、

簡略に説明を願います。

柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、住民課が所管する歳入についてご説明いたします。

初めに、1款町税についてです。

主要な施策等説明資料8ページの第7表、町税徴収実績表をお願いします。8ページから10ページの3ページにわたり町税徴収実績表が掲載されております。

まず、8ページです。

一般会計の税目と国保税分を合わせた合計額が、町税計として一番下に記載されています。その町税計の調定額、収納額、未納額につきましては、記載のとおりであります。収納率につきましては99%でありまして、前年と同率となっております。

次に、9ページの滞納繰越分であります。

一番下の町税計の欄をご覧ください。こちらも調定額、収納額、未納額については、記載のとおりであります。収納率につきましては18.3%で、前年比で0.3ポイント減となっております。

続きまして、次のページ、10ページをお願いします。

このページが現年度分と滞納繰越分を合わせた合計の表になります。下から3行目が町税の計となっております。調定額12億3,645万4,028円に対し、収納額11億7,638万5,825円、未納額は5,779万1,105円となり、収納率が95.1%、前年度と比較して0.4ポイントの増となっております。

次に、不納欠損の関係ですが、法人実体なし及び生活保護受給による執行停止等収納困難なものについて、法令に照らし不納欠損処分を行っております。表の横並びの中ほどにあります不納欠損額の下から3行目、一般会計、国保会計を合わせ227万8,898円を不納欠損処分としたものです。

最後に、延滞金の関係であります。表の右側のほうとなります。下から3行目の41万2,465円が延滞金の収納額となっております。

続きまして、決算書30ページ、31ページをお願いします。

14款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金であります。戸籍附票システム改修委託料及び住民基本台帳システム改修委託料の財源として、社会保障・税番号システム整備補助金972万4,000円を繰り越したものであります。

説明は以上です。

1、委員長（浜野） 次に、楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） それでは、建設水道課分の歳入についてご説明申し上げます。

決算書26ページ、27ページをお願いいたします。

13款1項5目土木費使用料、3節公営住宅使用料の収入未済額85万4,900円、4節過年度公営住宅使用料35万3,900円となっております。現年、過年合わせまして収納率98.64%となっております。

説明は以上です。

1、委員長（浜野） 次に、渡辺管理課長。

1、管理課長（渡辺） 決算書の34、35ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金の収入未済額2,287

万2,000円につきまして、広尾小学校のエアコン整備事業の繰越明許費の収入未収特定財源として1,606万7,000円、豊似小学校のエアコン整備事業の繰越明許費の未収特定財源として680万5,000円であります。

次の2節中学校費補助金の収入未済額につきましては、中学校のエアコン整備事業の繰越明許費の未収特定財源として1,728万8,000円であります。

次の3節学校給食費補助金の収入未済額、こちらにつきましては、給食センターエアコン整備事業の繰越明許費の未収特定財源として703万6,000円であります。

以上、説明とさせていただきます。

1、委員長（浜野） 次に、山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、決算書の52ページ、53ページをお願いいたします。

20款5項2目雑入の5節雑入であります。収入未済額4万2,559円となっております。こちらの内訳につきましては、土地賃料相当の損害金の未納額でございます。損害金につきましては、令和4年度で土地のほう、太陽光パネルの関係で訴訟を起こした関係で、太陽光パネル自体の撤去は終わっているのですが、その土地を使用するに当たっての使用料を負担していなかった部分について、損害金という形で裁判で決定してございます。その部分につきまして、令和5年度、該当事業所に対して請求を行ってございましたが、このまま未納となっているものでございます。現状、顧問弁護士事務所を通しまして資産の確認等を行ってございますが、資産につきましても差し押さえるべき資産がない状態であることから、今後につきましては、この未納の部分につきましては不納欠損処理の方向で整理させていただくことになろうかと存じます。

続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

21款町債、1項町債の4目補正予算債の関係でございます。一番下、補正予算債で収入未済額1億5,440万円となっております。

次のページをお願いいたします。

56ページの一番上の1節から3節まで、それぞれ港湾施設整備事業債から防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、この3つの部分につきましては、繰越明許という形で翌年度に繰り越したものでございます。一番上の港湾施設整備事業債につきましては、港湾直轄整備事業に充てるために繰り越したものでございます。2つ目の学校教育施設等整備事業債並びに3つ目、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債につきましては、小学校、中学校、また、給食センターのエアコン整備事業に充当するために翌年度に繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（浜野） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。1款町税から21款町債までに対する質疑の発言を許します。

4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 説明資料の10ページをお願いします。町税徴収実績表の関係です。

今、先ほど説明ありましたように、現年度分滞納繰越分の合計になっておりますけれども、説明がありました合計の収納率、下段から3番目、95.1%になります。平成30年度の90.3%から6年連

続で、この徴収率が前年比を上回っています。未納額になると、もっとすごいのです。11年連続で減少しています。平成24年度の未納額が1億5,278万3,000円ありましたが、令和5年度の未納額、徴収済み、横ですね、5,779万1,000円。11年間で何と9,499万2,000円減少されています。滞納整理機構の効果もあると思うのですけれども、徴収を担当されている職員、大変ご苦勞、努力に敬意を表したいと思っております。

そこで、例年12月に1週間ほど勤務時間外に窓口での納税相談を実施していますけれども、その実施体制と過去3年間の相談件数をお尋ねいたします。

1、委員長（浜野） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 体制についてであります、3名で対応しており、令和3年度の相談件数は1件、令和4年度の相談件数1件、令和5年度の相談件数は2件となっております。

以上です。

1、委員長（浜野） 4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 頂いた資料によりますと、令和5年度では給与の差押えを5件ほど実施されております。滞納処分と日常の業務の中での納税相談で、前段お話ししたような実績を出しています。

今お話ありました12月の1週間ほどの件数、非常に少ない件数かなと思っております。費用対効果を考えた場合、12月での時間外での窓口相談の部分、見直す必要があるのかなというふうに思いますが、そういうようなお考えはございますでしょうか。

1、委員長（浜野） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 相談窓口につきましては、相談に来られる件数は確かに1件、2件と少ない数ではあります。しかし、その時間帯に、ふだん平日の日中に電話をかけてもつながらないような方や、あと、なかなか連絡が取れない方と連絡を取って直接個人宅へ訪問したりして徴収に結びついているものと思っております。

以上です。

1、委員長（浜野） 4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 引き続き、町税の部分については自主財源ということですので、自主財源の確保に取り組んでいただきたいと思います。

税にばかり目は行っておるのですけれども、決算書を見ますと、ほかの例えば公営住宅の使用料などでは3年連続で未納額が増加しているというような状況もございますので、自主財源の確保に目いっぱい努力していただきたいと思いますというふうに思っております。

以上です。

1、委員長（浜野） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号11、認定第2号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は230ページから242ページ、主要施策等説明資料は205ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

安岡港湾課長。

1、港湾課長（安岡） それでは、主要な施策等説明資料の205ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の事業番号2、港湾管理事業の（3）、施設補修事業は、第4ふ頭第1岸壁に設置されている照明灯の安定器ボックスの取替え工事を実施したものでございます。事業費は、記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。

1、委員長（浜野） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

なければ、以上で質疑を終結します。

次に、審査番号12、認定第3号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は243ページから269ページ、主要施策等説明資料は206ページから208ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、決算書260ページ、261ページをお願いします。

2款1項1目療養給付費、18節負担金補助及び交付金で2,483万517円の不用額が生じております。こちらにつきましては、医療費が当初の見込みより少なかったため、不用額が生じたものです。

続いて、表の中ほど、2項1目高額療養費、18節負担金補助及び交付金で231万3,429円の不用額が生じております。こちらにつきましても、療養給付費とおおむね同じ理由によるものです。

次に、表の下の方となりますが、4項1目出産育児一時金、18節負担金補助及び交付金につきましては、出産予定日の方1名の支出分を予算確保しておりましたが、年度内の出産とならなかったため50万円の不用額が生じたものです。

次に、266ページ、267ページをお願いします。

6款2項1目特定健康診査等事業費、12節委託料、不用額の欄、上から3段目の63万5,645円の不用額は、受診者数が見込みを下回ったため、不用額が生じたものです。

その2段下、18節負担金補助及び交付金の80万4,748円の不用額は、特定健診受診率向上支援共同事業負担金の不用額で、年度中の特定健診受診の結果、勸奨対象者が少なかったことにより、当該事業に係る不用額が生じたものであります。

説明は以上となります。

1、委員長（浜野） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

10番、前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の206、207ページの関係で、1つに国保税の所得割の税率の改定についてされておりますけれども、医療給付分で所得割の税率が8.15%、介護納付金分が1.84%、支援金分が2.71%で、合わせて12.7%になっておりますけれども、この所得割の税率、十勝管内で何番

目に位置されているのか、ご説明いただきたいと思います。

あと、国保税の賦課限度額も昨年104万円から106万円に3つの部分で引き上げられていますけれども、例えば4人家族の標準世帯でこの106万円に到達する所得金額は幾らになっているのか、ご説明いただきたいと思います。

それと、令和6年3月末現在、被保険者数が1,529人となっております。今話題になっていますマイナンバーカード、これは任意取得となっておりますけれども、マイナンバーカードといわゆるマイナ保険証の交付枚数、これは何人、何件になっているのか、それについてそれぞれご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（浜野） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） まず、保険税の関係で所得割の管内の状況についてであります、広尾町は2番目に高い率となっております。

そして、2件目の4人家族の関係であります、保険税額につきましては、98万円の場合は5万9,000円で、750万円の場合は82万円となっております。

そして、令和5年度分のものではございませんが、今年5月の保険者に対してマイナ保険証の登録をされている方は963件で、65.28%のひもづけされた率となっております。

以上です。

1、委員長（浜野） 10番、前崎委員。

1、委員（前崎） ちょっと確認だったのですけれども、賦課限度額の要するに106万円に相当する所得金額、106万円というのは医療分、介護分、支援金分を合わせたそれぞれの限度額の合計なのですけれども、それに当たる所得金額は幾らになっているのか、もう一度ご説明をお願いしたいと思います。

1、委員長（浜野） 暫時休憩します。

午後 1時29分 休憩

午後 1時32分 再開

再開します。

柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 前崎委員の質問された細かい数字、具体的な数字については、今現在、手元に資料がございませんので、後ほど調べてお知らせいたします。

以上です。

1、委員長（浜野） ほかに。

4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 直接208ページではないのですけれども、説明資料の208ページ、ここで健康管理センターだより、1回発行されているようでございますけれども、国保の様々な制度を紹介するような国保だよりの発行はなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

1、委員長（浜野） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 国保だよりについては、更新時期に封筒に入れて対象者に送付している実態であり、こちらのほうには掲載しておりません。申し訳ありませんでした。

1、委員長（浜野） 4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 国保だよりの関係でいきますと、206ページに、表の中よりちょっと下ぐらいに1人当たりの給付額が記載されています。昨年度よりも2万866円増加していますし、左側にある受診率につきましても、昨年より18.1%高くなっています。国保だよりなどによって上手な病院のかかり方なども周知できますので、今後、国保だよりの積極的な活用の考えがあるかないかお尋ねしたいというふうに思っています。

1、委員長（浜野） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 国保だよりについては、内容等いろいろな情報等を提供できるよう、今後、年に複数回の発行を検討したいと思っております。

以上です。

1、委員長（浜野） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号13、認定第4号 令和5年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は270ページから294ページ、主要施策等説明資料は209ページから218ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

山畑保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山畑） 決算書の275ページ、276ページをご覧ください。

介護保険特別会計の歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者介護保険料についてでございます。上段の1節現年度分といたしまして、5万9,400円の未収が生じました。対前年度比17万1,300円の減となっております。未収件数につきましては2件でありまして、対前年度比5件の減となりました。収納率につきましては99.95%、対前年度比0.14ポイントの増となりました。

次に、2節滞納繰越分といたしましては、未収額が26万4,450円となり、対前年度比4万150円の減で、未収件数につきましては8件で、対前年度比2件の減となりました。不納欠損額は1件で1万5,800円でした。収納率につきましては47.65%、対前年度比6.74ポイントの減となりました。現年度分と滞納繰越分の合計額32万3,850円を令和6年度に繰り越しました。対前年度比21万1,450円の減となりました。なお、収納率につきましては99.71%、対前年度比0.21ポイントの増となっております。

次に、歳出でございます。

決算書287ページ、288ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、一番上の1目介護サービス保険給付費、18節負担金

補助及び交付金におきまして、4,188万4,513円の不用額となっております。

その下の2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、18節負担金補助及び交付金におきまして148万976円の不用額、その下の3項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、18節負担金補助及び交付金におきまして100万8,403円の不用額がそれぞれ生じました。保険給付事業費の確定によるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、委員長（浜野） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 決算書の273ページをご覧ください。不用額が4,670万5,073円、R4年度の不用額は934万4,000円でした。

同じく決算書288ページを見てください。今、不用額の説明がありましたけれども、介護サービス保険給付の不用額が4,188万5,000円と説明がありましたが、R4年の不用額は384万円ほどでした。288ページのここの保険給付費の支出額が5億2,492万8,000円、これを12か月で割ると月平均4,374万4,000円になり、ほぼ1か月分の保険給付費が不用額として残ったことになります。R5年度に限って特別な理由があったのか、事務的なものだったのか、不用額が多額に生じた理由について説明をお願いいたします。

1、委員長（浜野） 山畑保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山畑） 今ご質問のありました多額の不用額が残った件につきましては、特別な事由等はございませんので、事務的なものでございます。

以上であります。

1、委員長（浜野） 4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 端的に事務的なことということであれば、改善していただければよろしいかと思います。特別な事由があれば一般会計からの繰入れ等で対応できるかと思いますので、事務的なことが慢性的なことにならないようにしていただければと思います。

以上です。

1、委員長（浜野） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号14、認定第5号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は295ページから313ページ、主要施策等説明資料は219ページから222ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） それでは、決算書304ページ、305ページをお開き願います。

1款1項1目特別養護老人ホーム事業費の3節職員手当66万5,472円の不用額が生じております。

主な内訳は、時間外勤務手当でありまして、時間外勤務の減によるものであります。

次に、4節共済費66万5,548円の不用額が生じております。主な内訳は、共済組合負担金で負担率の改定によるものであります。

続きまして、10節需用費に120万382円の不用額が生じております。主な内訳は、燃料費23万5,079円、光熱水費57万199円となります。

続きまして、12節委託料に95万7,611円の不用額が生じております。主な内訳は、予防接種委託料27万9,258円、給食業務委託料に57万9,537円となっております。給食業務委託料につきましては、養護同様、食材料費の事業確定によるものであります。

続きまして、306ページ、307ページをお開き願います。

予算の流用になります。備考欄下段、21節補償・補填及び賠償金になります。14節工事請負費から100万1,000円を流用しております。旧丸山保育所解体撤去工事に支障を来す電柱の移設費として流用しております。

続きまして、主要な施策等説明資料の221ページをお開き願います。

事業番号4、施設整備事業、上段の表、4つになります。上段から旧丸山保育所アスベスト調査委託業務となります。特養建て替え予定用地にありました旧丸山保育所の解体撤去前にアスベスト調査を委託したのになります。

次の段になります。旧丸山保育所解体撤去工事となります。特養建て替えのため、旧丸山保育所の解体撤去工事を実施したのとなります。

続きまして、3段目、基本・実施設計委託業務となります。特養建て替えのため、基本及び実施設計を委託したのとなります。事業費の財源内訳のその他については、基本設計分として一般会計から見ております。

続きまして、一番最後の段になります。用地分筆測量委託業務となっております。特養建設用地の地目変更をする際に、敷地の一部が道路用地にかかっていたことから、道路用地と建設用地を分筆するための測量を委託し、実施したものであります。

4つの事業の事業費及び事業の成果は、記載のとおりとなります。

続きまして、事業番号6、介護業務改善支援委託業務となります。施設の目指すケアの明確化と働きやすい職場づくりを目標に、令和4年度から引き続きこの事業を行っております。養護老人ホームと合同で外部コンサルに委託し実施したもので、この事業は令和5年度で終了しております。事業費及び事業の成果については、記載のとおりであります。

以上となります。

1、委員長（浜野） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

10番、前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の219ページでありますけれども、令和5年度末の入所者数が33人となっておりますけれども、この間、5年度中における死亡、入院等の対象者数、それと同期間における新規入所数、それぞれ何人になっているのか、ご説明いただきたいと思います。

また、待機者19名となっておりますけれども、その内訳についても併せてお願いをいたします。

1、委員長（浜野） 金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） それでは、年間移動数として、退所された方13名、入所された方は7名となっております。

入所待機者の19名の内訳となります。在宅で待っておられる方が1名、老健、グループホーム等が10名、病院6名、その他として老人ホーム、他の施設に入所されている方が6名となっております。

以上となります。

1、委員長（浜野） 10番、前崎委員。

1、委員（前崎） 特別養護老人ホームの入所定数は50名ということなのですが、令和元年度以前はほぼ50人近い形で入所されておりましたけれども、令和2年度が44人、令和3年度が40人、令和4年度、昨年度が39人、令和5年度が33人と、4年間で10人以上の入所者が減少しておりますけれども、今、改築中の特別養護老人ホーム、定数が29人ということになれば、新しい特老に移行するときに定数29人ということであれば29人以内に調整する必要があるかと思うのですが、そういったことを含めて、この入所者数がこういう形で減っているという認識するのですが、その点についての説明を改めてお願いいたします。

1、委員長（浜野） 金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） 入所人員についてであります。

前崎委員言われたように、来年のオープンと開設時には29名ということに調整しなければならないという状況であります。3月末の33名につきましては、特別調整したというよりは、令和5年12月から令和6年度の上旬にかけて新型コロナウイルスが発生して、そこで入所の受入れが一時的にストップしたこと、また、令和6年1月から3月まで入所されている方が6名退所されているということも含めまして、人員も足りないということもあったのですが、そういった要因が重なって実際33名という結果になっております。特別この辺は調整したということはないのですが、今後、来年の開設に向け、調整しなければならないという状況であります。

以上です。

1、委員長（浜野） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号15、認定第6号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は314ページから324ページ、主要施策等の説明資料は223ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明願います。

柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、歳入について説明いたします。

決算書の319ページ、320ページをお願いします。

1款1項2目の普通徴収保険料の2節滞納繰越分普通徴収保険料ですが、居所不明の理由により

1万5,600円の不納欠損処理を行っております。

説明は以上となります。

1、委員長（浜野） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 説明資料の223ページになります。事業番号2、賦課徴収の状況でございます。未収額が3年連続して増加しております。要因と対策を説明願いたいと思います。この表の中の普通徴収の滞納繰越の欄の件数が空欄になっております。何件かも併せてお尋ねいたします。

1、委員長（浜野） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 要因につきましては、ちょっとこちらのほうでは分析等を行っておりません。未収額への対策につきましては、税同様、連絡などをして徴収を促すように働きかけたいと思っております。

あと、空欄になっているところなのですが、こちら担当のほうに聞きましたら、当該年度に賦課したものではないので、以前からも空欄にしているという回答でした。こちらにつきましては、ほかの課のほうに載せているのも繰り越した件数を件数として載せておりますので、今後記載したいと思っております。

以上です。

1、委員長（浜野） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号16、認定第7号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は325ページから333ページ、主要施策等説明資料は224ページです。

特に説明をする事項があれば、簡略に説明を願います。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、主要な施策等説明資料によりご説明させていただきます。

一番後ろのページ、224ページをお願いいたします。

貸付金の関係でございます。1款貸付金、1項1目貸付金でございます。事業番号1の病院事業貸付事業でございますが、広尾町国保病院で整備いたしました医療機器に係る地方債を町で借入れいたしまして、病院へ貸し付けたものでございます。貸付金額につきましては960万円、財源といたしましては病院事業債を発行したものでございます。

その下、繰出金でございます。内容といたしましては、過疎対策事業債の補助事業となっております。事業内容といたしましては、国保病院で整備いたしました医療機器に係る地方債を借入れし、一般会計を通しまして病院へ補助を行ったものでございます。国保病院への補助金額960万円、財源といたしましては一般会計で過疎対策事業債と同額を発行したものでございます。

以上でございます。

1、委員長（浜野） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 2時10分 再開

再開します。

次に、審査番号17、認定第8号 令和5年度広尾町水道事業会計決算認定についてを審査します。
水道事業会計決算書をご覧ください。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） 令和5年度広尾町水道事業会計決算書についてご説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

1、令和5年度広尾町水道事業決算報告書です。金額は消費税込みとなっています。

初めに、(1)、収益的収入及び支出の収入についてですが、1款上水道事業収益の3ページ上段の決算額につきましては1億4,790万6,781円、2款簡易水道事業収益の3ページ中段の決算額につきましては1億5,460万952円となっており、収入の決算額合計につきましては、表の下段、3億250万7,733円となっております。

次に、支出についてですが、1款上水道事業費用の決算額につきましては1億5,296万7,361円となり、不用額は306万6,639円となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

2款簡易水道事業費用の決算額につきましては1億3,359万7,843円、不用額は342万6,157円となっておりまして、支出の決算額合計については2億8,656万5,204円、不用額の合計は649万2,796円となりました。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

(2)、資本的収入及び支出の収入ですが、1款上水道事業資本的収入はありません。

次に、2款簡易水道事業資本的収入、7ページ上段の決算額につきましては3,914万7,000円となり、収入の決算額合計につきましては3,914万7,000円となっております。

次に、支出についてですが、1款上水道事業資本的支出の決算額につきましては8,646万6,128円となり、不用額は1,872円となりました。

次に、2款簡易水道事業資本的支出の決算額につきましては7,036万9,154円となり、不用額は846円となりました。

6ページ下段の表の下をご覧ください。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,768万8,282円につきましては、所

定の財源をもって補填しております。

なお、8ページから14ページまでは財務諸表、15ページ以降につきましては本決算の附属書類となっているもので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

1、委員長（浜野） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

4番、雄谷委員。

1、委員（雄谷） 決算書の11ページをご覧ください。貸借対照表でございます。下段から3段目、未収金の関係でございますが、昨年度のR4年度の未収額は271万6,944円でございます。簡易水道が企業会計になった今年度、初年度で未納額が11ページに記載されているとおり377万6,854円と、未収額が105万9,880円ほど増えていますが、増加となった要因と対策をお願いいたします。

1、委員長（浜野） 楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） 水道料金の未納額の増についてでございますが、ご指摘のとおり、令和5年度決算における収納額につきましては、前年と比較して150万円ほど増えております。

この要因は、まず1つとして、年度末の3月31日が日曜日だったために納期が週明けの4月1日に設定され、年度内の納入とならなかったことが理由としてございます。4月1日に上水道の使用料で86万円納入されました。

それと、2つ目としては、従前までは納期限を超えても出納閉鎖期間までに納入されていた簡易水道使用料が20万円前後毎年あったのですが、その出納閉鎖期間が企業会計に移行したことによりまして、ぴたっと3月31日で締めてしまうということが要因かなというふうに思っております。

1、委員長（浜野） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号18、認定第9号 令和5年度広尾町下水道事業会計決算認定についてを審査します。下水道事業会計決算書をご覧ください。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） それでは、令和5年度広尾町下水道事業会計決算書についてご説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

1、令和5年度広尾町下水道事業決算報告書です。金額は消費税込みとなっています。

初めに、(1)、収益的収入及び支出の収入についてですが、1款公共下水道事業収益の3ページ上段の決算額につきましては3億6,925万7,549円、2款個別排水処理事業収益の決算額につきましては3,914万7,881円となり、収入の決算額合計につきましては4億840万5,430円となりました。

次に、支出についてですが、1款公共下水道事業費用の決算額につきましては、決算額3億1,563

万3,006円となりまして、不用額はマイナス330万6円となりました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

2款個別排水処理事業費用の決算額につきましては3,193万9,508円、不用額はマイナス102万2,508円、支出の決算額合計につきましては3億4,757万2,514円となり、不用額合計はマイナス432万2,514円となっております。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

(2)、資本的収入及び支出の収入ですが、1款公共下水道事業資本的収入の決算額につきましては9,163万6,600円、次に2款個別排水処理事業資本的収入の決算額につきましては1,189万2,700円、収入の決算額合計につきましては1億352万9,300円となっております。

次に、支出についてですが、第1款公共下水道事業資本的支出の決算額につきましては2億4,891万9,336円となっております、不用額は664円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

2款個別排水処理事業資本的支出の決算額につきましては2,697万9,608円、不用額1,392円、支出の決算額合計につきましては2億7,589万8,944円となり、不用額は2,056円となっております。

8ページ、表の下をご覧くださいなのですが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,236万9,644円につきましては、所定の財源をもって補填しています。

なお、10ページから16ページまでは財務諸表、17ページ以降につきましては本決算の附属書類となっております。

説明は以上です。

1、委員長（浜野） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの審査を終了します。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

10番、前崎茂委員。

1、委員（前崎） 認定第1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

2023年5月に新型コロナウイルスの感染分類が2類から5類になり、経済活動もコロナ禍前に戻りつつありますが、いまだ終息に至っていないのが現状であります。

また、本町の基幹産業と言われている水産業、とりわけ沿岸漁業の低迷は本町の産業全体に影響を与えるものであり、喫緊の課題であります。

令和5年度から長年にわたり要望してきた高校生までの医療費無料化が実施され、今後の少子化

対策や広尾高校存続等につなげていかなければなりません。

さて、子ども農山漁村ホームステイ受入れ事業は、ほかの自治体との交流は、交流人口の拡大のためにはその必要性は認めるところであります。しかし、その費用は荒川区や来町する児童の保護者が負担することが基本であります。

また、税滞納整理機構分担金は、人口16万人の帯広市と3,000人の自治体が同額の均等割20万円や徴収金数万円でも件数割として10万円の負担などの課題があります。抜本的に見直す時期に来ています。

本町に寄せられたふるさと納税は、本町の子育て支援など、教育、福祉に充てることが肝要であります。

また、全国で本町だけと言われている政治家記念館の運営は、自治体がすべきものではありません。加えて、入館者が300人台に低迷している今日、運営方法を早急に見直す時期に来ております。

よって、本決算に反対をするものであります。

1、委員長（浜野） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

4番、雄谷幸裕委員。

1、委員（雄谷） 令和5年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症への対応が新たなステージへ移ろうとしている中、ウクライナ情勢に端を発したエネルギー問題により、燃料価格や電気の高騰、円安など、物価の上昇に拍車がかかり、町民生活への圧迫や本町経済へ大きな影響を及ぼしたところであります。このような中、第6次広尾町まちづくり推進総合計画に掲げる5つの基本目標の実現に向けて、着実に歩みを進めたものと考えます。

令和5年度では、サンタの森の環境振興事業、赤潮対策、各種増殖・養殖事業による産業振興の継続支援、医療費無料化の高校生までの拡大、高齢者外出支援交通費助成事業の本格実施、複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため重層的支援体制整備事業など、町民が安心して暮らすことができる事業を進めました。

また、コロナ禍における物価高騰対策として、町民、農業、商工など、各方面への給付金、応援事業、水道基本料減免など、町民生活に配慮が感じられました。

自主財源である町税の確保に日々取り組んでいることが、町税徴収実績表から確認できます。

各種財政指標も健全な領域であることを確認いたしました。

この委員会で各委員から上げられた質疑などを真摯に受け止めていただき、今後も町民に寄り添った行政サービスの効果的な執行を求めたいと思います。

「地域の自立で豊かな暮らし」を掲げられた村瀬町政最後の決算であります。

以上を申し上げ、賛成討論といたします。

1、委員長（浜野） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

10番、前崎茂委員。

1、委員(前崎) 認定第3号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計の歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

2018年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県化に移行され、6年目を迎えているところであります。

令和5年度国民健康保険税賦課限度額の後期高齢者支援分の22万円が24万円に引き上げられ、国保医療分、介護納付を合計すると現行の104万円から106万円となり、2006年度の国民健康保険税賦課限度額62万円から比べると1.7倍、44万円の引上げとなるものであります。

また、国保税の所得割の税率改定により、本町の税率は十勝でも2番目に高い水準となっております。このことは、我が国の保険制度の均衡が保持されていない現状を示しているものであります。

今日の燃油高騰、資材高騰など、物価高で家計を直撃し、町民の生活やなりわいなど厳しさを増しており、被保険者の負担増は回避しなければならないと考えます。

よって、本決算認定に反対をいたします。

1、委員長(浜野) 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

9番、萬亀山ちず子委員。

1、委員（萬亀山） 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の事業は、現在、北海道が運営の責任主体となっており、市町村と共同で事務の効率化など、健全で安定的な維持運営を図っているところです。

また、国民健康保険加入者の医療の確保、そして健康の維持増進に努めており、広尾町においても特定健診や特定保健指導など、健康管理センターの職員がまず受診者に対し、きめ細やかな指導を行うことで、生活習慣病の予防をしております。

このように、特定健診受診率も年々上昇しており、令和5年59.4%、平成30年度の33.7%から大幅に増えており、事業の効果が現れていると受け止めております。

国民健康保険事業の健全な運営に必要な不可欠な国民健康保険税ですが、令和5年度に引上げを行っておりますけれども、適正な会計運営がされていることから、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（浜野） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定第3号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和5年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 令和5年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第5号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和5年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第8号 令和5年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第9号 令和5年度広尾町下水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 令和5年度広尾町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

これをもって本委員会に付託された案件の審査は、全て終了しました。

お諮りします。本委員会の審査報告は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午後 2時40分